

平成25年度事務事業評価及び特定分野評価（補助金）  
に係る改善計画書

事業名	あいかわ町民活動応援事業補助金				
所管課名	行政推進課	課長名	平本 明敏		
事業の目的と実施内容					
目的	町内で主に活動し、かつ3人以上で構成される町民公益活動を行う団体が新たに実施する、主として町民等の利益に寄与する公益的な事業に対し、町が予算の範囲内において助成を行うことで、町民公益活動の活性化を図ることを目的に実施している。				
内容・方法	<p>(1) スタート応援補助（団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業に対する補助） 【対象】 設立後3年未満の団体 【補助金額】 補助対象経費の総額以内とし、10万円を限度とする。1団体につき3回以内（同一事業に限る。）とする。</p> <p>(2) ステップアップ応援補助（団体の活動を充実、発展させるための事業に対する補助） 【対象】 設立後1年以上の団体 【補助金額】 補助対象経費の10分の8以内とし、30万円を限度とする。1事業につき3回以内とする。</p> <p>※設立後3年未満の団体が初めて申し込む場合は、スタート応援補助とする。 ※補助対象経費は、事業を実施するために直接必要なものとし、団体事務所の賃借料などの団体の維持管理に要するものは、対象としない。</p>				
1 評価結果及び町の最終方針					
自己	改善して実施する	1次	改善して実施する	2次	改善して実施する
今後の方向性に係る意見等（最終）			町の最終方針		
町民公益活動の活性化において、効果的な事業であり継続して実施すべきである。ただし、行政提案型協働事業の導入並びに各団体に対する評価制度の導入や団体事業の町事業へ切り替えについてのルール化など制度の見直しが必要である。			所管課の対応案のとおり、平成25年度中に「あいかわ町民活動応援事業」の補助区分を見直すとともに、協働事業全般に係る各種制度の在り方について検討し、制度全般の見直しに着手する。		
2 町の最終方針を実施するための具体的な方法					
項目名	時期（期限）	具体的な改善等の内容			
補助区分・内容の見直し	H25.11~12	現在の補助区分は、「スタート応援補助」と「ステップアップ応援補助」となっており、他の協働事業との整理をするため補助区分及び補助内容を一元化する。			
予算要求	H25.12	見直しに準じた予算要求を行う。			
要綱改正	H26.3	制度の見直しに合わせた改正を行う。			
町民周知	H26.4	制度改正について、広報等により周知を図る。			
新制度実施	H26.4	新制度を開始する。			
3 改善後の事業が目標とする成果					
指標の名称 ※原則として評価時と同一	単位	基準年度 (H25)	H26	H27	
あいかわ町民活動応援事業補助 団体数	団体	6	6	6	
目標とする成果の 設定理由	補助団体が増加することで、町民の公益活動に対する意識の高まりを知ることができるため				
4 経費等の見込み					
		H25	H26	H27	
事業費（予算）	単位：千円	1,300	1,500	1,500	
概算職員数	単位：人	0.1	0.1	0.1	

